

東京都公安委員会告示第 2158 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 8 月 28 日

東京都公安委員会

記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

- 2 弁明書の提出先

江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係

- 3 弁明書の提出期限

令和 8 年 9 月 25 日

- 4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

KHUC VAN THO

河野 力丸
一丸 與志雄
佐々本 哲次
石原 千紀

放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-113-260703-206541)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-331-260714-207934)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-332-260614-201098)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-553-260510-412030)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-890-260709-201881)